

令和3年度大阪府障がい者施策推進協議会  
手話言語条例評価部会専門分科会 議事概要

- 日 時：令和4年3月17日（木） 10時00分から11時12分  
■場 所：オンライン（Zoom） @福祉情報コミュニケーションセンター

■出席委員（五十音順）

- 飯泉 菜穂子 聴力障害者情報文化センター 公益支援部門 部長
- ◎河崎 佳子 神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授
- 古石 篤子 慶應義塾大学 名誉教授
- 酒井 邦嘉 東京大学大学院総合文化研究科 相関基礎科学系 教授
- 阪本 浩一 大阪市立大学大学院医学研究科 感覚・運動機能医学講座  
耳鼻咽喉病態学（耳鼻咽喉科・頭頸部外科） 病院教授
- 武居 渡 金沢大学 人間社会研究域 学校教育系 教授

※◎は座長

■今後のスケジュール等について

資料1 専門分科会の役割について

（事務局）

- ・資料1により説明
- ・当専門分科会は、障害者基本法に基づいて設置されている、大阪府障がい者施策推進協議会でこの協議会の条例第6条、同じく協議会要綱第2条に基づいて設置している手話言語条例評価部会の下部組織の位置づけとなる。
- ・手話言語条例評価部会で調査審議する事項は、手話言語条例に基づく施策への助言や評価等に関する事務である。
- ・部会が推進協議会より委任を受けた事務、当専門分科会は、手話言語条例に基づく施策への助言や評価等に関する事務の範囲内において、委員の皆様から専門的知見を持って助言や提案をいただくための組織となる。

## 資料2 専門分科会への諮問内容について

### (事務局)

- 資料2により説明
- 手話言語の重要性が評価されるよう今後の施策展開をより充実したものにしていくために、従来からの手話に関するマイナスの考え方について、現在不足している実証、その実証を基にした手話の施策への提言や助言を委員の皆様から頂戴したいと考えている。
- 資料2 手話に関する従来からの誤ったイメージ、考え方を、中段以降に、脳機能、言語、心理発達、学習といった項目ごとに例示している。その考え方に対して不足している実証、仮説、その部分についての根拠となるものを皆様方から、今後お示しいただきたいと考えている。

### (委員)

- 当専門分科会は、手話言語条例評価部会の下部組織として、存在するということが、他にも何か下部組織があるのか、それともこれが唯一の下部組織か。

### (事務局)

- 手話言語条例評価部会に下部組織としてあるのはこの専門分科会一つだけである。

### (委員)

- 今、厚生労働省などが、聴覚障がい児支援について協議会を作りなさいということを行っているが、そこの関係は。

### (事務局)

- 委員ご指摘のいわゆる聴覚障がい児支援の部分について、国は令和元年に聴覚障がい児支援の大きなプロジェクトを発表された。今年度は、都道府県が作成する計画や基本プランを策定する際に、どういった形で作ったらいいのかを示す基本方針を、2月25日に公表された。委員にご指摘いただいた、その協議会のことも触れられているところ。
- 国が令和元年に示されたプロジェクトの中で、まず、聴覚障がい児支援の中核拠点を設けるよう示されたことについては、府として、令和2年6月に開設した府立福祉情報コミュニケーションセンターを、聴覚障がい児支援の中核拠点として活用していくことを決め、施策を推進している。
- その中で、国がプロジェクトを進める前から、手話言語条例に沿って施策を展開してきた大阪府としては、先に動いてきたところもあり、参考資料1のとおり、福祉情報コミュニケーションセンターにおいて展開しているこめっこプロジェクトという形で施策として記載している。
- 手話言語条例評価部会の下部組織に専門分科会があるが、それ以外にも、施策を支える体制として、聴覚に障がいのある乳幼児支援ネットワークや手話言語条例関連施策連携会議（庁内連携会議）の会議体などを既に設けている。聴覚に障がいのある乳幼児支援ネットワークについては、関係機関として当事者団体様、療育関係の事業者様、民間の団体様や聴覚支援学校にも参加いただいております。手話言語条例に基づく施策も含めつつ、聴覚障がいに関する施策の情報共有等できる場となっている。
- 併せて、健康医療部地域保健課が主体となり、平成29年度に、新生児スクリーニング検査を行うためのいろいろな検査や事業に関する手引きを作成している。その手引きは、検査のことが中心になっていて、福祉的な支援の情報が少し足りておらず、また、29年度に公表している関係上、聴覚障がい児早期支援の中核拠点到位置付けた府立福祉情報コミュニケーションセンターの情報が載って

ない状態になっている。今年度、この手引きの続編という形で、自立支援課において、「大阪府新生児聴覚検査から支援までを遅滞なく円滑に実施するための手引き」を、福祉的な支援、検査後の支援体制についての情報を中心に作成し、産科、耳鼻科や小児科など医療機関、保健所、保健センターなど関係機関にこの冊子をお届けして、活用いただきたいと思っている。

- 過去から今年への動きについてお話をさせていただいたが、国の基本方針には協議会の設置についても記載されている。ただ国の基本方針は技術的助言であり、強制力が発生しているものではない。大阪府としてはすでに、健康医療部でも体制があり、福祉部でも手話言語条例評価部会などの体制があるので、これをどう活用するのか、やはり改めて協議会がいるのではないのかなど、どういう形で進めていくのかという検討については、国から今年度末に方針が示されたこともあるので、来年度以降に改めて検討していくことになると考えている。ただ、既存の体制があるので、この既存体制を活用しながらよりよい聴覚障がい児への支援について進めていけたらと思っているとともに、この手話言語条例に基づく手話言語の重要性についての施策も並行して続けていきたいと思っている。全ては聴覚障がい児の支援に繋がっていくところであり、それぞれのパーツで検討を進めていきたい。

(委員)

- 手話言語関連の事業の内容は耳鼻科の医者はほとんど知らないと思う。だから、府の取組みを周知するためにも、耳鼻科や産科の医師も入ったネットワークを作っておいた方がいいのかなと思う。

### 資料3 今後のスケジュールについて

(事務局)

- 資料3により説明
- 手話言語条例評価部会の役割は、施策実施状況の報告を受け、評価することで、設置から毎年開催。
- 専門分科会については部会との役割が明確に異なることから、開催頻度については、必要に応じて開催することを前提に、今後の開催スケジュール案を作成した。
- 実際には、分科会長との協議の中で開催を決めさせていただく予定で、リスケジュールもありえる。

(委員)

- 資料1で、大阪府の方から専門部会に諮問があって、大阪府に答申後、府の方で、こめっこプロジェクトだけではなくもっと広い新生児聴覚スクリーニング検査のやり方などに関して、府がどのように関与するのかという話など、そういう広いいろいろな問題にも反映させるということになるのか。

(事務局)

- 今後、施策を恒常的に展開していくためには、手話の重要性、手話言語の認識を深めていく必要があると考える。また、現在こめっこプロジェクトで展開している事業だけで本当によいのかといった検証も必要である。未来に向かっての施策の話なので、この場でお約束はできないが、ただそういった「種」をいただかないと、大阪府として次の施策として芽を咲かせることができないところもあるので、その「種」を受け取る受け皿がこの専門分科会だというふうに思っている。
- 手話言語条例の施策に絞った形でこの専門分科会は展開するものになる。
- 聴覚障がい児支援という大きな枠組みの中では、いろんな情報をいただくことが一番大事。エビデンスや情報などが不足しがちなので、この専門分科会で、ぜひご意見等をいただきたいと思っている。

## ■その他

(委員)

- 手話言語条例評価部会から特に論点整理など、当専門分科会で検討してほしいことはないか。

(事務局)

- 手話言語条例評価部会の役割は大阪府の施策について評価する形で、専門分科会の設置の運営要領が、今年度の手話言語条例評価部会で議題となり、当専門分科会自体が設置された。
- 本日、初めて公に会議を開いたことを、来年度の部会において、「専門分科会を昨年度開いたこと、こういったスケジュールで今後やっていくこと、専門分科会から上がってきた意見については部会でも報告をしていくこと」、を報告することになる。

(委員)

- アウトリーチとしては、もう少し府外、関西圏など全国でこういう問題の重要性を発信していくか。大阪府が主体になるのか。つまり、内だけでまずやっていけば良いのか。
- 内向きだとするとやはり聴覚支援4校。そことどう連携するか。学校関係者と方向性が確認できる場。その点、大阪府外のところはおそらく手探りの状況だと思う。当専門分科会では意見を1つとしていても、ひとたび外に出たときに、実際現場は違うなど様々な悩みは当然あると思う。そういうものの受け皿に我々がなるのかどうなのか。今後のロードマップが必要と感じる。
- まず着手としては、支援学校というのが、自然な流れだと思うが、そこも決して一筋縄ではいかない可能性もあり、やはりその辺をクリアしてからアウトリーチを最終年度にめざしていくなど、我々が提言できる形にして、評価部会で話をし、来年度の方針を出してくれると我々もやりやすいと思う。

(事務局)

- 委員のご提案は、大きな話であり、いきなり全国発信というところまでは踏み出せないと思っている。当専門分科会は手話言語条例に基づくその評価部会の下部組織の位置づけを持たせており、手話言語条例の中でその施策の次のステップを作っていく場と考えている。学習指導要領などは条例の範疇外になる。その部分までも包括して施策を考えていくことは当分科会では難しいところがあり、条例施策に関わる部分での内容にとどまるものと考えている。
- ただ一方で、聴覚支援学校との連携を（横へ）置いておくという話ではなくて、今年度の活動の内容になるが、聴覚支援学校と顔の見える関係性を作るため、今回初めてオンライン会議による意見交換をした。今後もしっかり繋がっていただけるような形をとっていきたいと考えている。
- ロードマップについては、専門分科会長と相談しながら、今後どうしていくのか検討し、情報提供させていただきたいと思う。

(委員)

- 教育関係や医学関係を触れないということで、実際何をしてくのかやっぱり少しわかりにくい。専門分科会長のご意見をうかがいたい。

(専門分科会長)

- 当専門分科会は条例の範囲内での答申をするということで、教育分野、医療分野について事務局担当としては「心を一つ」に思ったとしても、業務上担当外の分野については、そこは理解していただき

たいということであった。業務分担があるのに、自立支援課、福祉部に対して教育分野のこれをしてくださいということは酷である。

- しかし、研究に基づいて、教育、療育においてこうあるべきであろう、こういう子をめざして欲しいとか、医療との連携、理解についてここに進んでほしいというように、研究に基づいて知見を打ち出すということについては別に邪魔をするものというわけではないので、そのように考える、そういう思いを持つということは、言っていただいてもいいと説明を受けている。
- それがどのように行政の縦割りを超えて広がっていきけるかについては、お医者さん、看護師さん、保健師さん、教育領域の関係者とかも入って、大阪で作っているいろんなネットワークの中で発言をすれば、福祉部から出た答申なんだけれども、確かにそうだなということで、もしかしたら広がっていきけるかもしれないと思う。
- 手話言語条例評価部会に上げてこうするべきだというのは、条例の範囲だが、範囲外についても研究して考えているというのは言ってよいのか。

(事務局)

- 助言や提言なので受け止めるが、施策反映する部分は手話言語条例の範囲内になってしまう。

(委員)

- 今年度、ひだまり・MOE とその聴覚特別支援学校が繋がってオンラインで意見交換をしたというお話があり、素晴らしいなと思った。聴覚特別支援学校は施策を支える体制の中の一つの大きな枠なので、そこが繋がったのは素晴らしいなと思った。一挙に施策を行うのではなく、点的にいくつか施策ができてくるんだろうなというような、希望が持てる。

以上